

# 公的年金制度に関する資料

平成20年4月9日 厚生労働省

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| ○平成16年年金制度改正と残された課題について | ・ ・ ・ 1 |
| ○公的年金制度に関する各種提言等（1）     | ・ ・ ・ 5 |
| ○公的年金制度に関する各種提言等（2）     | ・ ・ ・ 6 |
| ○社会保障国民会議について           | ・ ・ ・ 7 |

# 平成16年年金制度改革と残された課題について

## 平成16年改正のフレームワーク

- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ 【上限:厚生年金18.3%、国民年金16,900円(16年度価格)】
- ② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入  
【所得代替率は低下するが、50%以上(16年財政再計算では50.2%、19年2月の暫定試算では51.6%)を確保】
- ③ 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ(平成21年度までに実施)  
等の枠組みにより、長期的な給付と負担の均衡を図り、制度を持続可能なものとした

・ 5年ごと(次期:平成21年春)に、法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見通しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。

## 残された課題

- 基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げ
  - ・平成17年度から毎年度引上げているところ。
  - ・平成20年度に1000分の8の引き上げるための法律案を今国会に提出
  - ・さらに2分の1まで引き上げるための所要額2.3兆円
- 被用者年金制度の一元化
  - ・厚生年金に公務員等も加入することとする被用者年金一元化法案を平成19年4月に国会提出。(現在継続審議)
- パート労働者への厚生年金の適用拡大
  - ・労働時間が20時間以上の者まで厚生年金を適用拡大。(上記法案で措置)

# 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

平成20年度における基礎年金の国庫負担割合を引き上げるための所要の改正を行うもの。

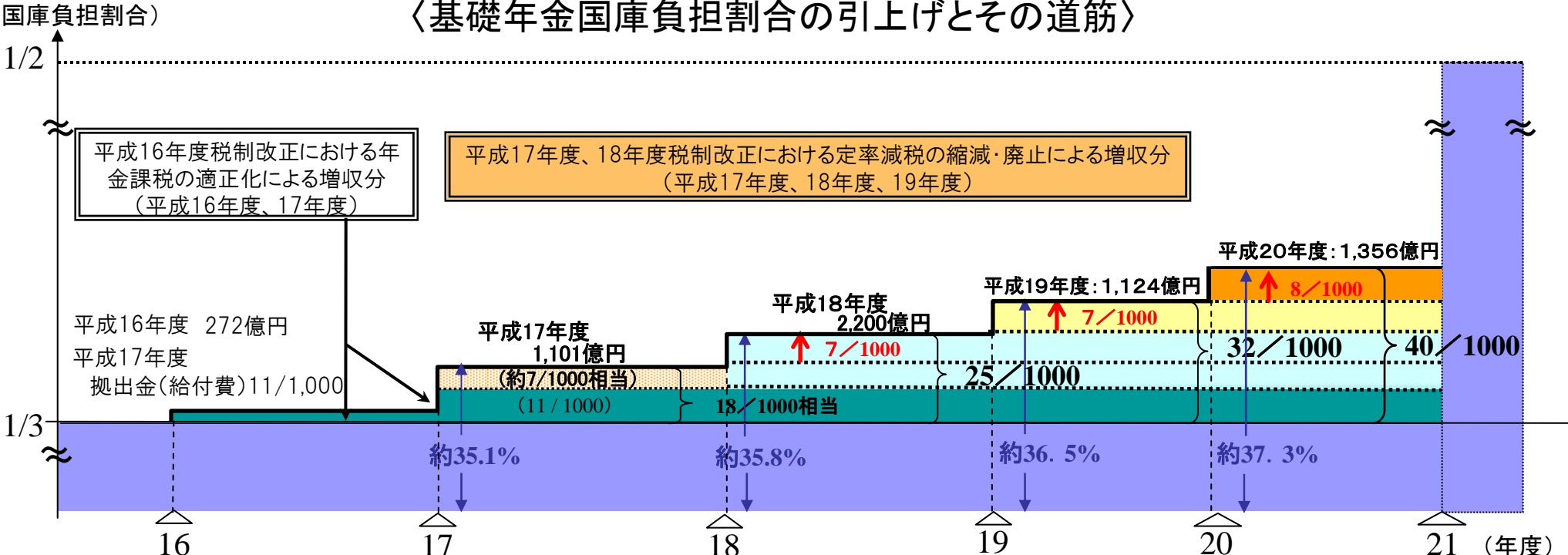
**1 概要**

基礎年金の国庫負担割合2分の1に向けて、平成17年度、18年度、19年度に引き続き、平成20年度の国庫負担割合を引き上げる。

〔平成19年度〕  $1/3 + 32/1000$   $\xrightarrow{+8/1000}$  〔平成20年度〕  $1/3 + 40/1000$   
 (平成20年度引上げ分)

**2 施行期日** 平成20年4月1日

### 〈基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋〉



# 被用者年金一元化法案の概要

## 1. 法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

## 2. 法律案の概要

### (1) 主要事項

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

### (2) その他

- ① 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
- ② 企業年金に係る規定の整備等。

## 3. 施行時期

- ・ 原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※ 本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

# パート労働者に対する厚生年金適用の拡大

## 1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10～20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

※ 雇用保険の例に同じ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額

※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

※ 雇用保険の例に同じ

※ 大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定

※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

## 2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

## 3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。(※日本年金機構:平成22年1月発足予定)

## 公的年金制度に関する各種提言等(1)

- 公的年金制度の在り方については、以下に例示するとおり、労使の関係団体からの提言、報道機関の論評、国会での議論などを通じて、様々な見解が示されているところ。

### <関係団体>

- ・ 日本経済団体連合会 (公的年金の一元化に関する基本的見解 2005年10月)
- ・ 経済同友会 (活力ある経済社会を支える社会保障制度改革 2005年4月)
- ・ 日本労働組合総連合会 (政策・制度 要求と提言 2008~2009 2007年5月)

### <報道機関>

- ・ 日本経済新聞社 (年金制度改革研究会報告 2008年1月)
- ・ 朝日新聞社 (社説 2008年2月)

### <政党・その他>

- 各政党におけるマニフェストのほか、以下のような提言がなされている。
- ・ 年金制度を抜本的に考える会 (提言とりまとめ (案) 2008年2月)
  - ・ 塩川正十郎社会保障国民会議委員 (年金制度改革への提言 2008年3月)
  - ・ 麻生太郎衆議院議員 (中央公論 2008年3月号)
  - ・ 丹羽雄哉衆議院議員 (正論 2008年5月号)

## 公的年金制度に関する各種提言等(2)

公的年金制度の在り方に関する各種提言については、以下のとおり、多様な内容となっている。また、将来像に止まるものや移行措置を具体的に言及するものなど、具体性も様々である。

- 基礎部分は、税方式とするもの。  
この場合、例えば、以下のような観点から、具体案は異なる。
  - ①すべての高齢者に同額の給付を行うこととするか、所得の多寡や居住期間の長短に応じて給付を制限することとするか
  - ②現行制度からの移行について、納付期間に応じて給付を加算することとするか、未納期間に応じて給付を減額することとするか
  - ③給付水準を現行程度とするか、引き上げるか
  - ④財源について、専ら消費税とするか、一般財源や事業主負担など各種財源の組み合わせとするか
  
- 基礎部分は、国庫負担付きの社会保険方式を基本とするもの。
  
- 所得比例部分は、積立方式とするもの。  
この場合、例えば、①任意の積立を可能とするか、②民営化し私的年金とするかなどの観点により、具体案は異なる。
  
- 所得比例部分は、社会保険方式を基本とするもの。  
この場合、例えば、①被用者のみを対象としてパート労働者への適用範囲を大幅に拡大するか、②自営業者等を対象とする仕組みを創設するか、③被用者と自営業者を一緒に対象とする仕組みとするかなどにより、具体案は異なる。

# 社会保障国民会議について

## 1. 趣 旨

将来にわたって国民に信頼される社会保障制度に裏打ちされた、すべての人が安心して暮らし、本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくっていくために取り組んでいくことが必要であるという観点から、有識者の参加を得つつ、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行うため、社会保障国民会議を開催する。

## 2. 構 成

### (1) 構成

有識者15名により構成。内閣総理大臣が開催。必要に応じ、関係大臣等出席

(座長： 吉川洋 東京大学大学院経済学研究科教授)

- ・第1回会合(本年1月):意見交換、3つの分科会の設置を決定
- ・第2回会合(3月) :分科会の検討状況の報告、基本問題ワーキンググループの設置を決定等

### (2) 分科会

#### ① 所得確保・保障〔雇用・年金〕

- ・第1回会合(本年3月) :意見交換

#### ② サービス保障〔医療・介護・福祉〕

#### ③ 持続可能な社会の構築〔少子化・仕事と生活の調和〕